

農業経営基盤強化促進事業にかかる農用地利用集積計画同意書

令和 年 月 日

津市長 様

利用権の設定を受ける者 (借手)

住所 松阪市嬉野川北町530番地  
氏名 公益財団法人 三重県農林水産支援センター  
理事長 林 敏一

農業経営改善計画の有無 (認定番号 〇) (農地中間管理機構)

捨印

TEL 088-63-1228

利用権を設定する者 (貸し手)

住所 〇  
氏名 〇

TEL

農業経営基盤強化促進法第4条第4項に規定する農業経営基盤強化促進事業により次の利用権を設定し、同法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を定めることに同意します。

1 利用権を設定する土地 (各筆明細)

番号	所在		現況		面積 ㎡	利用権の種類	内容	設定する利用権 (B)			備考
	地目	田	積	地目				田	開始	存続期間 (終期)	
1	田	30800	田	30800	水田	賃借権	公告の日	700円	口座振込	賃貸借	
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
合計		筆	30800	㎡							

上記の利用権を設定する土地の貸し手以外の権原者等の同意 (D)

土地の番号 :  
住 所 :  
氏 名 :  
権原の種類 :

〇

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより、利用権を設定する者（以下「甲」という。）から利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）に設定される権利は、1の各筆明細に定められるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 転貸

乙は、利用権の目的物（以下「目的物」という。）を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

(2) 借賃の増減額請求

甲及び乙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(3) 借賃の支払期限及び猶予

ア 借賃の初回の支払期限は、9月末日までに目的物にかかると農用地利用配分計画の公告があった場合はその年の12月25日、それ以降に農用地利用配分計画の公告があった場合は翌年の12月25日とする。以降は毎年12月25日を支払期日とする。

なお、乙は、当該利用権の設定を受けた後、目的物を第三者に転貸するまでの間は、借賃の支払いを行わない。

イ 甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期日までに借賃の支払をすることができないう場合には、原則、1年を限度として、相当と認められる期日まで、その支払を猶予する。

(4) 借賃の変更及び減額

ア この計画に同意した後に、農地法第59条の農業委員会が提供する借賃等の動向などの情報を勘案して借賃の変更をする場合は、甲、乙及び市町が協議して定める額に変更することができる。

イ 目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第25条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲、乙及び市町が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

(5) 境界の明示

甲は、乙が当該土地の境界の明示を求めたときは、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(6) 負担の除去

甲は、当該土地の引渡の時期までに、乙の利用権の行使を阻害する負担を除去するとともに、利用権の存続期間中においても、利用権の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらずに当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。但し、緊急を要するときはその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。但し、その改良が臨海である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定められたものを除き、民法、民法、土地改良法等の定めるところによるものとする。

(8) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 目的物に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他目的物の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

(9) 利用権の解除

乙は、利用権の取得後2年間を経過しても、目的物の貸付を行うことが見込まない場合は、知事の承認を受けて、乙が取得した利用権を解除することができる。

〇〇 利用権の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責に帰すべき事由によらずに目的物の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができないうときは、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された利用権は消滅する。

(11) 目的物の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から90日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。但し、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は目的物の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(12) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。但し、甲、乙及び市町が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(13) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(14) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に 関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について甲の 償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考

3 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（附）

(各筆明細記載注意)

① (A) 欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の面積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を（）書きで下記に2段書きする。

なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。

② (B) 欄の「利用権の種類」は、「賃借権」等と記載する。

③ (B) 欄の「内容」は、利用権の設定による当該土地の利用目的（例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。

④ (B) 欄の「存続期間（終期）」は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載する。

⑤ (B) 欄の「権限」は当該土地の1年分の借賃（期間借地の場合には、利用期間に係る年分の借賃）の額を記載する。

⑥ (D) 欄は、貸し手以外に権限者がいないときは記入を要しない。

農業経営基盤強化促進事業にかかる農用地利用集積計画同意書

いなべ市長 様

令和 年 月 日

農業経営改善計画の認定の有無

有 (認定番号 - )

捨印

印

農地中間管理機構を通じて利用権の設定を受ける者 (乙) 住所 (借り手)

氏名

TEL

農業経営改善計画の認定の有無

無

(丙) 住所 松阪市嬉野川北町580番地

利用権の設定を受ける者 (農地中間管理機構)

氏名 公益財団法人 三重県農林水産支援センター

印

理事長 林 敏一

TEL 088-48-1228

農地中間管理機構に利用権を設定する者 (貸し手) (甲) 住所

捨印

印

氏名

TEL

農業経営基盤強化促進法 (昭和55年法律第65号) 第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めることに同意します。

1 利用権を設定する土地 (各筆明細)

番号	所在	利用権を設定する土地 (A)				設定する利用権 (B)				備考
		現況地目	面積㎡	利用権の種類	内容	始期	存続期間 (終期)	借賃	借賃の支払方法	
1		田	3660	貸借権	水田	公告の日	令和 年 月 日	1.500円	口座振込	利用権設定等促進事業の成立により成立する利用権の認定等に係る当事者間の法 (C) 貸借
2										
3										
4										
5										
合計			3660							

上記の利用権を設定する土地の貸し手以外の権原者等の同意 (D)

土地の番号：  
住所：  
氏名：  
権原の種類：

印

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより、利用権を設定する者（以下「甲」という。）から農地中間管理機構（以下「丙」という。）を通して利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）に設定される権利は、1の各条明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 転貸  
乙は、利用権の目的物（以下「目的物」という。）を、第三者に転貸することはできない。
- (2) 借賃の増減額請求  
甲及び乙は、当該土地の1の各条明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減額を請求しない。

(3) 借賃の支払期限及び酒子  
乙が丙に支払う借賃の初回の支払期限は、5月末日までに目的物にかかる農用地利用集積計画の公告があった場合はその年の11月末日、それ以降に農用地利用集積計画の公告があった場合は翌年の11月末日とする。以降は毎年11月末日を支払期限とする。

丙が甲に支払う初回の支払期限は、5月末日までに目的物にかかる農用地利用集積計画の公告があった場合はその年の12月31日、それ以降に農用地利用集積計画の公告があった場合は翌年の12月31日とする。以降は毎年12月31日を支払期限とする。

イ 甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期日までに借賃の支払をすることができない場合には、原則、弁を限度として、相当と認められる期日まで、その支払を猶予する。

(4) 借賃の変更及び減額  
ア この計画に同意した後に、農地法第54条の農業委員会が提供する借賃等の動向などの情報を勘案して借賃の変更をすることは、甲、乙、丙及び市町が協議して定める額に変更することができ、

イ 目的物が農地である場合、乙から丙に対して農地法第54条の規定に基づく借賃の減額請求があり、丙が当該借賃を減額する場合には、丙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき借賃は、甲、乙、丙及び市町が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

(5) 境界の明示  
甲は、丙が当該土地の境界の明示を求めたときは、当該土地の引渡の時期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明示する。

(6) 負担の除去  
甲は、当該土地の引渡の時期までに、乙の利用権の行使を阻害する負担を除去するとともに、利用権の存続期間中においても、利用権の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(7) 遅延損害金  
ア 乙は、丙が別途定める期日までに借賃を支払わない場合は、丙に対し、支払期日の翌日から支払い日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

(8) 修繕及び改良  
ア 甲は、乙及び丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。但し、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、丙が修繕し又は乙に修繕させることができる。この場合において、丙又は乙が修繕の費用を支出したときは、甲は丙に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 丙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は乙が改良を行わせることができる。但し、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 丙が農地中間管理機構を有している農用地等については、土地改良法第85条の第1項の土地改良事業が行われることがある。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定められたものを除き、民法、民法、土地改良法等の定めるところによるものとする。

(9) 租税公課等の負担  
ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 目的物に係る農業保険法に基づく共済掛金及び租税金は、丙がここに負担させる。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他目的物の通常の維持管理に要する経費は、丙が乙に負担させる。

(10) 利用権の解除

丙は、利用権の取得後2年間を経過しても、目的物の貸付を行うことが見込まない場合は、丙が取得した利用権を解除することができる。

CD 利用権の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに丙の責に帰すべからざる理由により目的物の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができないときは、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定された利用権は消滅する。

(12) 目的物の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から3日以内に、丙を通じて甲に対して目的物を原状に回復して返還する。但し、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は目的物の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙及び丙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲、乙及び丙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。但し、甲、乙、丙及び市町が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び市町が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに丙の費用に関する支払区分の内容	乙及び丙の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考

(各条明細記載注意)

(1) (A) 欄の「面積」は土地登記簿によるものとし、土地登記簿の面積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きする。

なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には○○○○㎡の内○○○○㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。

(2) (B) 欄の「利用権の種類」は、「賃借権」等と記載する。

(3) (B) 欄の「内容」は、利用権の設定による当該土地の利用目的（例えば水田、普通畑、樹園地、農業用施設用地（畜舎）として利用等）を記載する。

(4) (B) 欄の「存続期間（終期）」は、「〇年」又は「〇〇年〇月〇〇日まで」と記載する。

(5) (B) 欄の「借賃」は当該土地の1年分の固定借賃の額を記載する。

(6) (C) 欄は、(B) 欄の「利用権の種類」に対応して「賃借権」等と記載する。

(7) (D) 欄は、貸し手以外に権原者がいないときは記入を要しない。

様

公益財団法人 三重県農林水産支援センター  
理事長 林 敏一 (公印省略)

## 貸付希望農地の借受決定及び貸付先決定について (通知)

平素より当支援センター (農地中間管理機構) の事業推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画同意書を交わしました別紙各筆明細に記載の土地について、当支援センターが借り受け、地域の担い手への貸付が平成25年 2月 25日付けで決定しましたのでお知らせいたします。

なお、賃料につきましては、下記の取り扱いとさせて頂いておりますのでご了承下さい。初回のお支払いは 令和2年 12月下旬を予定しております。

## 記

## 1 土地の所在、地目、面積等

詳細は別紙各筆明細のとおり

※使用貸借の場合は、賃料を0円と表示しています。

## 2 賃貸借 (有償) の場合の賃料について

## (1) 賃料対象期間

受け手に利用権が設定された、平成25年 2月 25日から別紙各筆明細に記載の契約終期までとします。

## (2) 賃料の計算

賃料発生日から1年間 (初年度分は平成25年 2月 25日～平成25年 2月 25日) で計算します。

※ただし、最終年度に契約残存期間が1年に満たなくなる場合はその期間に応じて計算します。

## (3) 賃料支払方法及び振込先口座

毎年1回 (12月下旬)、「振込依頼書」に記載して頂いた口座へ振り込みさせていただきます。

※振込先口座につきましては、前回ご提出いただいた「振込依頼書」に記載の預金口座とさせていただきますのでご了承ください。

なお、ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせ下さい。

公益財団法人 三重県農林水産支援センター  
農地中間管理課 管理T  
電話 058(48)1228

【別紙】

筆数        筆

下記物件総額        74,557 円

番号	土地の所在	地目	面積 (㎡)	借賃 10/199	借賃 /年	所有者情報			担い手情報			共有所有者	備考
						氏名	始期	終期	氏名	始期	終期		
1		田	3,080.00	7,000円	24,557円		HEZ/12/11	RZ/12/10		HBZ/2/2E	RZ/12/10		
2		田	1,624.00	7,000円	10,557円		HEZ/12/11	RZ/12/10		HBZ/2/2E	RZ/12/10		
3		田	2,729.00	7,000円	19,557円		HEZ/12/11	RZ/12/10		HBZ/2/2E	RZ/12/10		
4		田	1,255.00	7,000円	11,557円		HEZ/12/11	RZ/12/10		HBZ/2/2E	RZ/12/10		
5		田	1,979.00	7,000円	10,557円		HEZ/12/11	RZ/12/10		HBZ/2/2E	RZ/12/10		

農用地等賃貸料振込依頼書

令和 年 月 日

公益財団法人 三重県農林水産支援センター  
理事長 林 敏一 様

依頼人 (氏名の自署・押印をお願い致します。)

フリガナ 氏名		印
住所	〒	514-0072
	住所	津市
電話番号		

農地中間管理事業により貴支援センターへ貸し付けている土地の年間賃貸料は、下記金融機関の預金口座へ振込み願います。

(該当箇所に記入または○をしてください)

		記	
金融機関名	銀行 農協 金庫	店舗名	支店 出張所
金融機関コード*		支店コード*	
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※賃貸料を依頼人以外の方が受領するときは、以下に記入してください。

(該当箇所に記入または○をしてください)

代理受領委任状

私は、下記の者を受任者と定め、貴支援センターへ貸し付けた別紙各筆明細の土地の賃料を受領する権限を委任します。

受任者	印		
〒・住所	〒	住所	
電話番号			

金融機関名	銀行 農協 金庫	店舗名	支店 出張所
金融機関コード*		支店コード*	
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

津市小舟

年 月 日

様

公益財団法人 三重県農林水産支援センター

理事長 林 敏一

(公印省略)

令和2年度農地中間管理事業にかかる賃借料の振込について

当支援センターが借り受けている農用地等の賃借料を、下記のとおりご指定の口座に振込みさせていただきますので、お知らせいたします。

## 記

## 1 対象となる農用地等

別紙各筆明細のとおり

※使用貸借の場合は賃料を0円としています。

## 2 支払金額

74,557円

## 3 支払予定日

令和2年12月25日

## 4 振込先口座

金融機関名	津安芸農業協同組合
支店名	津中央支店
口座番号	***
口座名義	

※個人情報保護の観点から、口座番号の一部を非表示としております。  
 ※振込先口座が解約済又は、入金停止状態の場合は、至急、事務担当までご連絡ください。

事務担当

公益財団法人 三重県農林水産支援センター

農地中間管理課 管理T

TEL 059(0)128

FAX 059(0)821



【別紙】

筆数

5筆

下記物件総額

74,557円

番号	土地の所在	地目	面積 (㎡)	借賃 10当り	借賃 /年	所有者情報			担い手情報			共有所有者	備考
						氏名	始期	終期	氏名	始期	終期		
1		田	3,080㎡	7,000円	21,555円		H27/12/11	R7/12/10		H27/2/28	R7/12/10		
2		田	1,533㎡	7,000円	10,530円		H27/12/11	R7/12/10		H27/2/28	R7/12/10		
3		田	2,739㎡	7,000円	19,533円		H27/12/11	R7/12/10		H27/2/28	R7/12/10		
4		田	1,735㎡	7,000円	11,935円		H27/12/11	R7/12/10		H27/2/28	R7/12/10		
5		田	1,559㎡	7,000円	10,556円		H27/12/11	R7/12/10		H27/2/28	R7/12/10		

【農地所有者の死亡が分かったとき】

## 農地中間管理機構貸付農地の相続に伴う異動申出書

申出日：令和 年 月 日

公益財団法人三重県農林水産支援センター理事長あて

申出者

住 所			
氏 名	(印)		
電話番号		郵便番号	

今般、貴センターに貸し付けている農地（記4）の権利者（記1）が死亡しましたので、その権利者の異動状況を申し出ます。

なお今後、私及び本申出書記載人以外の者より、所有権及び相続権を主張された場合には、私どもが連帯して責任を負い、問題の解決にあたります。

### 記

#### 1、被相続人の情報

氏 名	
住 所	
死亡年月日	

#### 2、異動状況（次のなかから該当するものに☑してください）

遺産分割協議を終え相続登記終了（併せて該当するものに☑してください）

↳  申出者による単独名義

申出者を含む共有名義（〃）

↳  賃料が発生する場合の受取人を上記申出者とすることについて、  
3のとおり共有名義人の同意済み（記3に記載してください）

賃料は発生しない

相続登記未了

↳  申出者を相続権利者代表とすることについて、

3のとおり相続権者の同意済み（記3に記載してください）

申出者のみが相続人

3、申出者以外の関係人の同意記入欄 (関係人の数など必要に応じ追加してください)

住所  
氏名 (印)

住所  
氏名 (印)

住所  
氏名 (印)

住所  
氏名 (印)

4、該当する土地 (必要に応じ追加してください)

所在・地番	地目	面積 (㎡)	備考
	田	3,000	
	田	1,513	
	田	2,790	
	田	1,554	
	田	1,750	

●上記土地に賃貸借権が設定されている (賃料が発生する) 場合は、併せて所定の振込依頼書もお送りください

農地法第 18条第 6項の規定による通知書

下記土地について賃貸借の合意解約をしたので、農地法第 18条第 6項及び同法施行規則第 66条の規定により通知します。

令和 年 月 日 通知者（賃貸人）氏名 印

# （賃借人）氏名 公益社団法人  
三重県農林水産支援センター  
理事長 林 敏一 印

熊野市 農業委員会会長 様

1 賃貸借の当事者の氏名（名称）及び住所

当事者の別	氏名（名称）	現住所
賃貸人		
賃借人	別添、農地の賃貸借合意解約書のとおり	

2 土地の所在等

所在：			地目		面積 ㎡	備考
大字	字	地番	登記簿	現況		
別添、農地の賃貸借合意解約書のとおり						

3 賃貸借契約の内容

別添、農用地利用集積計画書のとおり

4 農地法第 18条第 1項ただし書に該当する事由の詳細

農地法第 18条第 1項第 2号

5 賃貸借の合意解約の合意が成立した日

6 土地の引渡し時期

7 その他参考となるべき事項

} 別添、農地の賃貸借合意解約書のとおり

### 農用地賃貸借合意解約書

捺印 

捺印 

令和 年 月 日

借手 A (権利の設定を受ける者)	フリガナ	サイタンホウジンミエケンノウリンスイサンシエンセンター	同意印	住所 又は 所在地	〒515-8286		熊野市
	氏名 又は名称	公益財団法人 三重県農林水産支援センター 理事長 林 敏一			松阪市藤野川北町530番地 電話番号 (090-49-4223 )		
貸し手 B (権利を設定する者)	フリガナ		同意印	住所 又は 所在地	〒519-4627		地区番号 2422 地区名 熊野市
	氏名 又は名称				熊野市 電話番号 ( )		

1 各筆明細

利用権を設定する土地			設定する権利の内容						権利を設定する土地に、E以外の権限者(共有者等)がいる場合、その者の住所、氏名及び同意印	土地改良区の課税金担当者 上農 道土産物産金 下農 農土産物産金	備考	改訂前 水張面積 / 解約
地名地番	地目	登記面積 (㎡)	種類	内容 (作物名)	始期 (年月日)	終期 (年月日)	存続期間 (年)	借賃 10 年 借賃/年 C 円				
熊野市	田		賃借権 (使用貸借権)		2022.05.15	2022.06.22		3 C 円	口座振込			解約
			賃借権 使用貸借権					< / >				
			賃借権 使用貸借権					< / >				
			賃借権 使用貸借権					< / >				
			賃借権 使用貸借権					< / >				
			賃借権 使用貸借権					< / >				
			賃借権 使用貸借権					< / >				
			賃借権 使用貸借権					< / >				
			賃借権 使用貸借権					< / >				
			賃借権 使用貸借権					< / >				
			賃借権 使用貸借権					< / >				
			賃借権 使用貸借権					< / >				
			賃借権 使用貸借権					< / >				
計			1筆									

計 1筆 ㎡

(別記様式第3号)

応募者一覧

番号	公募区域		氏名又は名称	公募区域内との関係			希望する土地の内容			備考
	市町	区域		区域内 農業者	区域外 農業者	新規参入 希望者	農用地等の種別	面積 (a)	作物の種類	
1	津市	0津・香良洲		○			田	500a	水稲	

令和 年度 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成23年法律第101号）第18条第1項の規定により、  
農用地利用配分計画を定める。

令和 年 月 日

松阪市嬉野川北町530番地

農地中間管理機構

公益財団法人 三重県農林水産支援センター

理事長 林 敏一

⑩

第1 貸借権又は使用貸借による権利の設定関係  
1 各筆明細

整理番号	権利の設定を受ける者の氏名又は名称及び住所(A)	(氏名又は名称)	(住所)	借受希望に応募した結果の公表番号等	備考				
利用権を設定する土地(B)		設定する権利(C)							
番号	所在	現況地目	面積㎡	利用権の種類	内容	始期	存続期間(終期)	借賃10㎡当り	借賃の支払方法
1		田	3,135.0	賃借権	水田	公告の日	令和12年04月10日	7,000円	指定口座振込
2									
3									
4									
5									
合計	1筆		3,135.0 ㎡						

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者 住所：  
氏名：

印

(記載注意等)

(1) (B) 欄の「面積」は、土地登記簿によるものとし、土地登記簿の面積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には、実測面積を( )書きで下段に2段書きする。

なお、1筆の一部について利用権が設定される場合には、○○㎡の内○○㎡と記載し、当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載する。

(2) (C) 欄の「種類」又は「賃借権」又は「使用貸借権」のいずれかを記載する。

(3) (C) 欄の「内容」は、賃借権の設定等による当該土地の利用目的(例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載する。

(4) (C) 欄の「存続期間(終期)」は、「〇年」又は「〇年〇月〇日(始期)から〇〇年〇月〇日まで」と記載する。

(5) (C) 欄の「借賃」は、設定又は移転を受ける権利が賃借権である場合に、当該土地の1年分の借賃の額を記載する。

(6) 備考欄には、

①当該土地が農用地等を貸付けの方法により運用することを目的とする信託の引受けにより取得したものである場合は、信託財産である旨及び当該信託に係る委託者の氏名又は名称及び住所を記載する。

②定款の写し等の法人に関する情報(省令第12条第2項第2号及び第5号)で、過去に認可を受けた配分計画に添付された定款等と変更の無い場合はその旨、記載する。



## 2 共通事項

この農用地利用配分計画の定めるところにより、農地中間管理機構（以下「甲」という。）から利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）に設定される権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 賃借権の設定等の条件

1の各筆明細に定める甲による利用権の設定については、乙が当該利用権の設定等を受けた土地について、次のいずれかに該当するときは解除をすることを条件とする。

ア 当該農用地等を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律第24条第1項の規定による報告をしないとき。

### (2) 借賃の支払期限及び猶予

ア 借賃の初回の支払期限は、9月末日までに当該農用地利用配分計画の公告があった場合はその年の11月末日、それ以降に農用地利用配分計画の公告があった場合は翌年の11月末日とする。それ以降は毎年11月末日を支払期限とする。

イ 甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、原則、1年を限度として、相当と認められる期日まで、その支払を猶予する。

### (3) 借賃の変更

この計画に同意した後、農地法第55条の農業委員会が提供する借賃の動向などを勘案して借賃の変更を甲、乙が協議して定める額に変更することができる。

### (4) 転貸又は譲渡

乙は、利用権の目的物（以下、「目的物」という。）について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。

### (5) 遅延損害金

ア 乙は、甲が別途定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日までを計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

### (6) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。但し、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。但し、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### ウ 【農地中間管理事業の推進に関する法律第59条第5号ロに基づく説明】

甲が農地中間管理権を有している農用地等については、土地改良法第8条の3第1項の土地改良事業が行なわれることがある。

エ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の定めるところによるものとする。

### (7) 租税公課等の負担

ア 目的物に対する固定資産税その他の租税は、土地所有者が負担する。

イ 目的物に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他目的物の通常の維持管理に要する経費は、乙の負担とする。

### (8) 利用権の消滅

天災地変その他、甲及び乙並びに土地所有者の責に帰すべからざる理由により目的物の全部又は一部が滅失し、その目的を達することができないときは、この農用地利用配分計画の定めるところにより設定された利用権は消滅する。

(9) 目的物の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。但し、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は目的物の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(10) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用配分計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。但し、甲、乙、及び三重県が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(11) 利用権取得者の責務

ア 乙は、この農用地利用配分計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならぬ。

イ 乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成27年法律第100号）第24条第1項の規定により、毎年、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況について、甲に報告しなければならない。

(12) その他

この農用地利用配分計画に定めのない事項及び農用地利用配分計画に關し疑義が生じたときは、甲、乙及び三重県が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に 関する支払区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の 償還すべき額及び方法	備 考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備 考

三農支 第 号  
年 月 日

様

公益財団法人 三重県農林水産支援センター  
理事長 林 敏一 (公印省略)

農用地借受申込にかかる農地貸付の決定について (通知)

平素より当支援センター (農地中間管理機構) の事業推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画同意書を交わしました別紙各筆明細に記載の土地について、三重県から認可があり、貴方様に貸し出すことが 令和2年 2月 21日 付けで決定しましたのでお知らせいたします。

なお、賃料につきましては、下記の取り扱いとさせていただきますのでご了承下さい。初回は 令和2年 11月末日までに当支援センターの口座へお振り込みいただくことを予定しております。

記

1 土地の所在、地目、面積

詳細は別紙各筆明細のとおり

※使用貸借の場合は、賃料を0円と表示しています。

2 賃貸借 (有償) の場合の賃料について

(1) 賃料対象期間

別紙各筆明細に記載の契約始期 ( 令和2年 2月 21日 ) から契約終期までとします。

(2) 賃料の計算

賃料発生日から1年間 (初年度分は 令和2年 2月 21日 ~ 令和3年 2月 21日) で計算します。

※ただし、最終年度に契約残存期間が1年に満たなくなる場合はその期間に応じて計算します。

(3) 賃料の納入方法

毎年1回 ( 11月末日 ) 当支援センター指定口座へのお振り込みをお願いします。具体的な手続き等につきましては、改めてご連絡いたしますのでご了承下さい。

公益財団法人 三重県農林水産支援センター  
農地中間管理課 管理T  
電話 0593(4)128

【別紙】

筆数 1筆

下記物件総額 21,945円

番号	土地の 所在	地目	面積 (㎡)	借賃 /㎡	借賃 /年	所有者情報			担い手情報			共有所有者	備考
						氏名	始期	終期	氏名	始期	終期		
1		田	3,355.0	7,000円	21,945円		R2/1/11	R22/1/10		R2/2/21	R22/1/10		

514-0073

( 参考様式 11 )

津市殿村

三農支 第 号  
年 月 日

様

公益財団法人 三重県農林水産支援センター  
理事長 林 敏一

令和2年度農地中間管理事業にかかる賃貸料の請求について

貴殿に貸付をしている農用地等の賃貸料について、下記のとおりご請求させていただきますので、納入期限までにお支払いをお願いします。

▶ なお、納入期限までに入金のない場合は、延滞金を請求することがありますのでご了承ください。

記

1 対象となる農用地等

別紙各筆明細のとおり

※使用貸借の場合は、賃料を0円としています。

2 請求金額

21,945円

3 納入期限

令和2年11月30日 まで

4 送金口座

金融機関名	三重県信用農業協同組合連合会
口座の種類・番号	普通貯金
口座名義	公益財団法人 三重県農林水産支援センター

※『振込手数料』は、ご負担いただきますようお願いいたします。

事務担当

(公財) 三重県農林水産支援センター

農地中間管理課 管理T

TEL 0598-48-1229

FAX 0598-42-8221

【別紙】

筆数 1筆

下記物件総額 21,911円

番号	土地の 所在	地目	面積 (㎡)	借賃 12ヵ月	借賃 /年	所有者情報			担い手情報			共有所有者	備考
						氏名	始期	終期	氏名	始期	終期		
1		田	3150	7,000円	21,911円		R2/1/1	R2/1/1		R2/2/21	R2/1/1		

514-0073

津市殿村

様

【内容証明】

## 催 告 書

令和 年 月 日

公益財団法人 三重県農林水産支援センター  
理事長 林 敏一

当センターとの間に設定しました貴殿の農用地利用権（賃借権）にかかる賃貸料の納入が長期にわたり滞っています。既に催促してまいりましたが今日まで入金がありません。

つきましては、本書がお手元に届いた日から10日以内に下記金額を全額納入いただきますようお願いいたします。

なお、上記期間内にご入金がないときは、やむを得ず裁判所への訴訟手続きを執ることになりますのでご承知おきください。

以上催告いたします。

記

滞納賃貸料

円

事務担当

公益財団法人 三重県農林水産支援センター  
農地中間管理課 管理工

514-0121

(様式第2号)

津市大里山室町

年 月 日

様

三重県農地中間管理機構  
(公財) 三重県農林水産支援センター  
理事長 林 敏一

賃料 (物納) 請求のお知らせ

平素から当支援センターの事業にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

令和2年度分賃料 (物納) を 令和2年10月31日までに下記の土地所有者へ納入  
していただきますようお願い申し上げます。

納入後は、出し手 (土地所有者) の「賃料 (物納) 受領報告書」を11月10日までに当支援  
センターまでご送付下さい。

記

番号	出し手	住所	TEL	契約数量 (主食用玄米)	備考
1				51kg	
2				31kg	
3				51kg	
4				111kg	
5				41kg	
6				31kg	
7				51kg	
8				221kg	
9				31kg	
10				131kg	
11				11kg	
12				181kg	
13				201kg	
14				91kg	
15				111kg	

※契約内容については、別紙のとおり。



【様式第2号 別紙 物納請求書内訳表】

様

納入対象者	正人	納入総量	1,381kg
-------	----	------	---------

番号	土地の所在	地目	面積 (㎡)	氏名 (出し手)	主食用玄米納入量	
					10当たり 数量 (kg)	総量 (kg)
1		田	1,910		31kg	4kg
2		田	720		11kg	11kg
3		田	1,020		31kg	3kg
4		田	1,770		31kg	5kg
5		田	2,160		31kg	6kg
6		田	440		31kg	1kg
7		田	350		31kg	11kg
8		田	860		31kg	2kg
9		田	1,500		31kg	4kg
10		田	600		11kg	9kg
11		田	720		31kg	21kg
12		田	530		11kg	7kg
13		田	1,780		31kg	5kg
14		田	3,140		31kg	9kg
15		田	1,920		31kg	5kg
16		田	2,160		31kg	6kg
17		田	430		11kg	6kg
18		田	1,290		31kg	3kg
19		田	3,670		31kg	11kg
20		田	930		31kg	2kg
21		田	830		11kg	1kg
22		田	2,760		31kg	8kg
23		田	2,200		31kg	6kg

【受け手 → 出し手】

(様式第3号-1)

### 賃料 (物納) 納品書

様

令和2年度 賃料 (物納) として、下記のとおり納品します。

納品内容	主食用玄米	5kg
納品日	令和	年 月 日
納品者 (受け手)	(住所) (氏名)	

(No津市-37)

【出し手 → 受け手】

(様式第3号-2)

### 賃料 (物納) 受領書

様

令和2年度 賃料 (物納) として、下記のとおり受領しました。

納品内容	主食用玄米	5kg
受領日	令和	年 月 日
受領者 (出し手)	(住所) (氏名)	受領印

(No津市-37)

【出し手 → 受け手経由 → 支援センター】

(様式第3号-3)

### 賃料 (物納) 受領報告書

公財)三重県農林水産支援センター理事長 様

令和2年度賃料 (物納) として、  
下記のとおり受領しました。

様よ

納品内容	主食用玄米	5kg
受領日	令和	年 月 日
受領者 (出し手)	(住所) (氏名)	受領印

(No津市-37)

514-0121

(様式第4号)

津市大里山室町

年 月 日

様

三重県農地中間管理機構  
(公財) 三重県農林水産支援センター  
理事長 林 敏一

農地中間管理事業にかかる賃料(物納)の納入確認書

令和2年度分の賃料(物納)の納入を下記のとおり確認しました。

記

番号	出し手	契約数量 (主食用玄米)	備考
J		5kg	津市:5kg
K		3kg	津市:3kg
L		5kg	津市:5kg
M		11kg	津市:11kg
N		4kg	津市:4kg
O		3kg	津市:3kg
P		5kg	津市:5kg
Q		22kg	津市:22kg
R		3kg	津市:3kg
S		13kg	津市:13kg
T		1kg	津市:1kg
U		18kg	津市:18kg
V		20kg	津市:20kg
W		9kg	津市:9kg
X		11kg	津市:11kg

第2 賃借権又は使用貸借による権利の移転関係  
1 各筆明細

( 参考様式 16 )

整理番号	権利の移転を受ける者の氏名又は名称及び住所 (A)		(氏名又は名称)		(住所)		借受希望者に応募した結果の公表番号等									
	権利を移転する者の氏名又は名称及び住所 (B)	は名称及び住所	(氏名又は名称)	(住所)	(住所)											
権利を移転する土地 (C)																
所在	現況地目	面積㎡	氏名又は名称	住所	種類	内容	移転の時期	借賃の支払方法	借賃の当り	残存期間	公告の日	住所	氏名又は名称	権原の種類	備考	
	田	1,520		同上	使用貸借権						円					
合計											1筆	1,520㎡				

この計画に同意する。  
権利の設定を受ける者  
住所 印  
権利の移転をする者  
住所 印

(記載注意) 第1の1の記載事項に同じ。

- 2 共通事項  
この農用地利用配分計画の定めるところにより移転される利用者は、1の各筆明細に定めるもののほか、この農用地利用配分計画に定めのない事項及び農用地利用配分計画に関し疑義が生じたときには、利用権を設定する者、利用権の移転を受ける者及び都道府県が協議して定める。
- 3 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等 (略)

様式第9号の€

農地法第 18条第 6項の規定による通知書

下記土地について賃貸借の合意解約をしたので、農地法第 18条第 6項及び同法施行規則第 63条の規定により通知します。

令和 年 月 日 通知者（賃貸人）氏名 公益社団法人  
三重県農林水産支援センター  
理事長 林 敏一 印

〃 （賃借人）氏名 印

熊野市 農業委員会会長 様

1 賃貸借の当事者の氏名（名称）及び住所

当事者の別	氏名（名称）	現住所
賃貸人		
賃借人	別添、農地の賃貸借合意解約書のとおり	

2 土地の所在等

所在：			地目		面積 ㎡	備考
大字	字	地番	登記簿	現況		
別添、農地の賃貸借合意解約書のとおり						

3 賃貸借契約の内容

別添、農用地利用配分計画書のとおり

4 農地法第 18条第 1項ただし書に該当する事由の詳細

農地法第 18条第 1項第 2号

5 賃貸借の合意解約の合意が成立した日

6 土地の引渡しの時期

7 その他参考となるべき事項

} 別添、農地の賃貸借合意解約書のとおり



# 農用地等利用状況報告書

令和 年 月 日

公益財団法人 三重県農林水産支援センター理事長 宛

住 所  
氏 名

㊞

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく農用地利用配分計画による賃借権等の設定を受けた農用地等について、下記の通り報告します。

### 記

1、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき賃借権等の設定を受けた者の氏名等

氏名

住所

2、報告に係る土地の所在等

別紙のとおり

\* 法人で法18条第4項4号に規定する者である場合は以下を記入してください。

3、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき賃借権等の設定を受けた農用地等の周辺の農業上の利用に及ぼしている影響

[ ]

4、地域における他の農業者との役割分担の状況

[ ]

5、業務執行役員の状況

氏 名	役 職 名	耕作又は養畜の事業の従事日数

6、その他参考となるべき事項

\* 法人で法18条第4項4号に規定する者である場合は、上記3～6を記載し、定款又は寄付行為の写し、その他参考となる書類を添付してください。

(記載要領)

1. 報告する者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。
2. 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款の写しを添付してください。
3. 記の2の「報告に係る土地の所在等」の備考欄には、登記簿上の所有名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
4. 記の3の「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき賃借権等の設定を受けた農用地等の周辺の農業上の利用に及ぼしている影響」には、例えば、病虫害の温床となっている雑草の刈取りをせず、周辺の作物に著しい被害を与えていないか等を記載してください。
5. 記の4の「地域の農業における他の農業者との役割分担の状況」には、例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、道路、水路、ため池等の共同利用施設の取り決めの遵守、獣害被害対策への協力等の取り組み状況（今後取り組む場合はその見込み）について記載してください。
6. 記の5の「業務執行役員の状況」については、個人である場合は記載不要です。「耕作又は養畜の事業の年間従事日数」欄には、当該事業年度において法人の行う農業に常時従事した業務執行役員の耕作又は養畜の事業への年間従事日数を記載してください。



農用地等の利用状況報告書 別紙

1、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき賃借権の設定を受けた者の氏名等

氏名

住所

2、報告に係る土地の所在等

番号	所在地	地目	面積	作物の種類別作付面積 (又は栽培面積)	生産数量	備考
1		田	2,247.00			
2		田	1,116.00			
3		田	1,499.00			
4		田	2,647.00			
5		田	2,900.00			
6		田	883.00			
7		田	484.00			
8		田	591.00			
9		田	251.00			
10		田	3,128.00			
11		田	1,736.00			
12		田	2,448.00			
13		田	1,728.00			
14		田	3,665.00			
15		田	2,559.00			
16		田	1,891.00			
17		田	3,132.00			
18		田	700.00			
19		田	883.00			
20		田	241.00			
21		田	213.00			
22		田	164.00			
23		田	394.00			
24		田	181.00			

番号	所在地	地目	面積	作物の種類別作付面積 (又は栽培面積)	生産数量	備考
25		田	2,080			
26		田	880			
27		田	1,310			

合計

2筆

39,690 m<sup>2</sup>

《郵便番号》

三農支 第 号  
令和 年 月 日

《住所》

《出し手氏名》 様

公益財団法人三重県農林水産支援センター  
理事長 林 敏一 (公印省略)

中間管理権設定農地の担い手変更に係るお知らせ

平素より当支援センター(農地中間管理機構)の事業推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当センターが貴方様から借り受け、地域の担い手へ貸付ております農地のうち、下記に記載の農地について、令和2年2月21日付けで三重県から認可があり、担い手の変更が決定しましたのでお知らせいたします。

記

- 1 土地の所在、地目、面積等  
詳細は別紙各筆明細のとおり

公益財団法人三重県農林水産支援センター  
農地中間管理課 管理 下 高橋、西村  
電話 0598(48)1229

【別紙】

筆数 2筆

・各筆明細

番号	土地の所在			地目	面積	所有者氏名	担い手氏名	備考
	市	町	字					
1				田	1,778.00			R2.2.21 から担い手変更
2				田	1,538.00			R2.2.21 から担い手変更

<<郵便番号>>

三農支 第 号  
令和 年 月 日

<<住所>>

<<受け手氏名>> 様

公益財団法人三重県農林水産支援センター  
理事長 林 敏一 (公印省略)

農用地借受申込にかかる農地貸付の決定について (通知)

平素より当支援センター(農地中間管理機構)の事業推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画同意書を交わしました別紙各筆明細に記載の農地について、三重県から認可があり、貴方様に権利移転することが令和2年2月21日付けで決定しましたのでお知らせいたします。

記

1 農地の所在、地目、面積

詳細は別紙各筆明細のとおり

※使用貸借の場合は、賃料を0円と表示しています。

公益財団法人三重県農林水産支援センター  
農地中間管理課 管理 T 高橋、西村  
電話 0598(48)1229

【別紙】

筆数 4筆

各筆明細

番号	土地の所在			地目	面積	所有者氏名	担い手氏名	備考
	市	町	字 地番					
1				田	1,778.00			R2.2.21 から権利移転
2				田	1,538.00			R2.2.21 から権利移転
3				田	699.00			R2.2.21 から権利移転
4				田	2,721.00			R2.2.21 から権利移転

## 農地等貸付希望申出リスト CSV出力項目

整理番号	申込日	管理番号	管理番号 (市町名)	管理番号 (枝番)	市町名(農 地対象)	申込者フ リガナ(法 人・個人)	申込者(法 人・個人)
------	-----	------	---------------	--------------	---------------	------------------------	----------------

郵便番号	住所	生年月日	電話番号	携帯電話	FAX	貸付期間	貸付期間 (希望年 数)
------	----	------	------	------	-----	------	--------------------

賃料(無 償)	賃料(有 償)	有償の場 合(円 /10a)	農地利用	その他(具 体的なこ と等)	所在地 (市・町)	所在地 (町・大 字)	所在地 (字)
------------	------------	----------------------	------	----------------------	--------------	-------------------	------------

所在地(地 番)	所有者(登 記横の 方)	地目(現 況)	地目(登 記)	面積(農地 台帳面積)	面積(登 記)	農用地の 種別	所有者
-------------	--------------------	------------	------------	----------------	------------	------------	-----

耕作者	基盤整備	賦課金支 払有無	担保の有 無	農振地域 該当	特記事項	市町への 申請	市町の認 可月
-----	------	-------------	-----------	------------	------	------------	------------

備考

## 農用地等借受申込リスト CSV出力項目

整理番号	申込日	更新期限	管理番号	管理番号 (市町名)	管理番号 (区域名)	管理番号 (枝番)	市町名
------	-----	------	------	---------------	---------------	--------------	-----

区域名	複数希望 の有無	その他の 詳細希望	申請者	代表者名	ふりがな	郵便番号	住所
-----	-------------	--------------	-----	------	------	------	----

生年月日	電話番号	携帯電話	F A X	面積a(田)	面積a(畑)	面積a(樹 園地)	面積a(そ 他の)
------	------	------	-------	--------	--------	--------------	--------------

備考欄	条件	申込者と 希望公募 区域との 関係	作付計画 等	借受希望 期間	借受希望 賃料/ 10a	希望公募 区域での 借受理由	農業経営 の状況
-----	----	----------------------------	-----------	------------	--------------------	----------------------	-------------

主な作物	農業従事 者数	主要農業 機械(トラ クター)	主要農業 機械(コン バイン)	主要農業 機械(田植 機)	主要農業 機械(乾燥 機)	主要農業 機械(ト ラック)	主要農業 機械(ハウ ス施設)
------	------------	-----------------------	-----------------------	---------------------	---------------------	----------------------	-----------------------

主要農業 機械(その 他)1	主要農業 機械(その 他)2	主要農業 機械(その 他)3	主要農業 機械(その 他)4
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------



## 農地台帳 CSV出力項目

通し番号	筆番号	市町名	市・町	町・大字	字	地番	地目
------	-----	-----	-----	------	---	----	----

面積	水張り面積 (㎡)	借入年度	出し手番号	個人・法人	氏名 (出し手)	郵便番号 (出し手)	住所 (出し手)
----	-----------	------	-------	-------	----------	------------	----------

TEL (出し手)	携帯電話 (出し手)	借入始期	借入終期	借入期間	借賃/円 10a当り	借入料	物納フラグ
-----------	------------	------	------	------	------------	-----	-------

数量 /kg10a当り	借入量 (物納)	換算額/円 10a当り	借入換算料 (物納)	備考 (借受け)	貸付年度	貸付件数	個人・法人 (総括後追加)
-------------	----------	-------------	------------	----------	------	------	---------------

氏名 (受け手)	郵便番号 (受け手)	住所 (受け手)	TEL (受け手)	携帯番号 (受け手)	貸付始期	貸付終期	貸付期間
----------	------------	----------	-----------	------------	------	------	------

借賃/円 10a当り	貸付料	物納フラグ	数量 /kg10a当り	貸付量 (物納)	換算額/円 10a当り	貸付換算料 (物納)	備考 (貸付け)
------------	-----	-------	-------------	----------	-------------	------------	----------

移転日	移転メモ	履歴の種類	履歴取得日
-----	------	-------	-------

## 経理台帳（出して） CSV出力項目

通し番号	農地台帳 番号	市町名	借入年度	出し手番 号	個人・法 人	氏名	郵便番号
------	------------	-----	------	-----------	-----------	----	------

住所	TEL	携帯番号	金融機関 名	支店名	金融機関 コード	支店コー ド	口座種別
----	-----	------	-----------	-----	-------------	-----------	------

口座番号	口座名義 フリガナ	口座名義 漢字	賃料/年	賃借料計	委任状有 無	発送月日	回答月日
------	--------------	------------	------	------	-----------	------	------

借入終期	備考（借 受け）	賃料発生 貸付始期	その他の メモ
------	-------------	--------------	------------

経理台帳 (受け手) CSV出力項目

通し番号	農地台帳 番号	市町名	貸付年度	貸付件数	個人・法 人	氏名	郵便番号
------	------------	-----	------	------	-----------	----	------

住所	TEL	貸付料	入金日	貸付始期	貸付終期	備考 (貸 付け)
----	-----	-----	-----	------	------	--------------

## 再設定対象一覧 CSV出力項目

市町名	地名地番	権利設定 面積	借賃/円 10a当り	借入料	氏名(出 し手)	郵便番号 (出し 手)	住所(出 し手)
-----	------	------------	---------------	-----	-------------	-------------------	-------------

TEL(出 し手)	携帯電話 (出し 手)	公告日	借入始期	借入終期	氏名(受 け手)	郵便番号 (受け 手)	住所(受 け手)
--------------	-------------------	-----	------	------	-------------	-------------------	-------------

TEL(受 け手)	携帯電話 (受け 手)	公告日	貸付始期	貸付終期	物納フラ グ
--------------	-------------------	-----	------	------	-----------

# 農用地等貸付希望申出書

〒515-2316 三重県松阪市嬉野川北町530番地  
公益財団法人 三重県農林水産支援センター 理事長 様

私は、下記の農用地等を農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に定める農地中間管理事業のために貴センターに貸し付けたく申込みます。

令和 年 月 日

住所	〒 — —		
申込者	ふりがな	(大正・昭和・平成・令和)	
氏名	⑤	年 月 日生	( )歳
連絡先	電話 — —	携帯電話	— —

1、貸付を希望する農用地等：別紙のとおり

2、貸付希望条件等(該当する番号に○印してください)

・貸付期間	1. 10年未満( 年)	2. 10年以上15年未満( 年)	3. 15年以上( 年)
・賃料	1. 無償でよい	2. 有償(具体的な希望がある場合 → _____ 円/10a)	
	3. 物納の場合 別紙の備考欄に「物納」とお書きください		
・農地利用	1. 今の形状のまま利用してほしい	2. 農地の利用方法に制約はつけない	
・その他(具体的なことがあれば、下記にご記入ください。)			

3、申込にあたり、ご了解いただきたい事項

- ① 本申出書の提出により、記載の農用地等について、当センターの農地中間管理事業による農地中間管理権の取得が決定されたものではありません。また、当センターが農地中間管理権を取得するまでの間は、自ら管理していただきます。
- ② 本申込書に記載の情報は、農地中間管理事業実施のため、必要に応じ、事業に関係する機関、団体、個人へ「情報開示」されることがあります。
- ③ 農地中間管理権を設定した農地を貸し出すにあたっては、当センターが貸し付け先を決定します。
- ④ 15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。なお、当該事業計画の具体化が見込まれる際には、その事業内容や留意事項等について改めて説明が行われます。
- ⑤ 農地中間管理権設定後2年間を経過してもなお貸付先が決まらなかった場合、当センターは賃貸借又は使用貸借を解除することとなります。
- ⑥ 農地中間管理権を取得した農地にかかわる共有施設の共同管理について、当センターは関わりません。

貸付希望農地一覽

No.	所在地 (大字、字、地番)	地目	面積 (㎡)	農用地の種類	所有者	耕作者	基盤整備		賦課金 支払有無	担保の 有無	農振地 域該当	備考
							整備	未整備				
		現況	農地台帳面積	1 田 2 畑 3 樹園地 4 その他 ( )								
	所有者	登記	登記									
		現況	農地台帳面積	1 田 2 畑 3 樹園地 4 その他 ( )								
	所有者	登記	登記									
		現況	農地台帳面積	1 田 2 畑 3 樹園地 4 その他 ( )								
	所有者	登記	登記									
		現況	農地台帳面積	1 田 2 畑 3 樹園地 4 その他 ( )								
	所有者	登記	登記									
		現況	農地台帳面積	1 田 2 畑 3 樹園地 4 その他 ( )								
	所有者	登記	登記									
		現況	農地台帳面積	1 田 2 畑 3 樹園地 4 その他 ( )								
	所有者	登記	登記									
		現況	農地台帳面積	1 田 2 畑 3 樹園地 4 その他 ( )								
	所有者	登記	登記									

# 農用地等借受希望申込書

申込年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

公益財団法人 三重県農林水産支援センター 理事長 様

農地中間管理事業の推進に関する法律第17条第1項に規定する募集について、下記のとおり申し込みます。  
なお、記載内容については、同法第17条第2項の規程により公表されることについて承諾します。

## 1. 借受希望（申込）者の概要

(1) 氏名 (法人の場合は法人名・代表者名)	(ふりがな)	
(2) 住所	〒	
(3) 生年月日 (法人の場合は設立年月日)	年 月 日 (才)	
(4) 連絡先 (電話番号、FAX番号)	TEL :	携帯電話番号 :
	FAX :	
(5) 現在の経営形態等 (該当するものに○をつけて下さい。 複数の市町で認定を受けている場合は全ての認定番号等を記入してください。)	認定農業者	(認定番号: _____ 認定日: _____ 年 月 日)
	認定新規就農者	

## 2. 借受希望面積

希望面積 ( _____ a )
------------------

## 3. 借受を希望する区域及びその内容

整理番号	希望する区域		希望地区	公募区域内外の別	種別	面積 (a)	借受農用地等の条件	借受希望期間及び賃料 ※1	作付け予定作物				
	市町	区域											
1		1. 全域又は全ての区域	※左記のうちで、さらに詳細な希望地域があれば記載してください。	貴方の現在の農業経営区域と今回の希望区域との確認です。該当する項目に○をつけてください。	該当する項目に○をつけてください。	※区域毎に希望面積があれば記入してください。	該当する項目に○をつけてください。	賃料について、金納を希望する場合は金額を(使用貸借の場合は0と記入)、物納を希望する場合は数量を記入してください。					
		2. 区域指定								1. 希望区域内農業者	1. 田 2. 畑 3. 樹園地 4. その他	1. 整備済を希望 2. 条件は特にこだわらない	年 /10 a
										2. 希望区域外農業者 3. 新規農業参入者			
2		1. 全域又は全ての区域	※左記のうちで、さらに詳細な希望地域があれば記載してください。	貴方の現在の農業経営区域と今回の希望区域との確認です。該当する項目に○をつけてください。	該当する項目に○をつけてください。	※区域毎に希望面積があれば記入してください。	該当する項目に○をつけてください。	賃料について、金納を希望する場合は金額を(使用貸借の場合は0と記入)、物納を希望する場合は数量を記入してください。					
		2. 区域指定								1. 希望区域内農業者	1. 田 2. 畑 3. 樹園地 4. その他	1. 整備済を希望 2. 条件は特にこだわらない	年 /10 a
										2. 希望区域外農業者 3. 新規農業参入者			
3		1. 全域又は全ての区域	※左記のうちで、さらに詳細な希望地域があれば記載してください。	貴方の現在の農業経営区域と今回の希望区域との確認です。該当する項目に○をつけてください。	該当する項目に○をつけてください。	※区域毎に希望面積があれば記入してください。	該当する項目に○をつけてください。	賃料について、金納を希望する場合は金額を(使用貸借の場合は0と記入)、物納を希望する場合は数量を記入してください。					
		2. 区域指定								1. 希望区域内農業者	1. 田 2. 畑 3. 樹園地 4. その他	1. 整備済を希望 2. 条件は特にこだわらない	年 /10 a
										2. 希望区域外農業者 3. 新規農業参入者			

※1 農地中間管理機構からの農用地等の貸付期間は原則10年以上となります。

※ 希望する区域が書ききれない場合は、別紙をご活用ください。







【添付書類】

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

(個人用)

( 参考様式 31 )

整理番号	氏名又は名称	年齢	年間農作業 従事日数	賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況 (E)		賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F)
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) ㎡	賃借権の設定等を受ける者が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B) ㎡	賃借権の設定等を受ける者の世帯員の農業従事及び雇用労働力の状況 (D)		臨時雇用労働力 (年間延人数)	種類	種類
		世帯員	世帯員等その他常時雇用している労働力			
農地	農地	世帯員の状況	主として農業に従事する者	人	人	
採草放牧地	採草放牧地	世帯員の状況	主として農業に従事する者	人	人	
その他	その他	世帯員の状況	主として農業に従事する者	人	人	

Aの土地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響

(記載注意) (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。  
 (2) (A)欄は、同一公告に係る計画書によって、賃借権又は使用貸借権の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。  
 なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の利用に供される土地の別にその面積を記載する。  
 (3) (C)欄は、主たる経営作目を「水稲」、「野菜」、「果樹」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。  
 (4) (D)欄の「主として農業に従事する者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上の者を、「従として農業に従事する者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60~149日の者をいう。  
 (5) 機構が、現に機構から賃借権または使用貸借による権利設定を受けている者に対して、当該権利が設定された農用地等について再度賃借権等の設定を行おうとする場合(その者が賃借権の設定等を受ける農用地等である場合に限る。)は、添付を省略できる。なお、その旨を第1 賃借権又は使用貸借による権利の設定関係 1 各筆明細の備考欄に記載すること。

【添付書類】  
(農地所有適格法人)

整理番号	農地所有適格法人の名称		賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況 (C)				賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の業務執行役員の状況 (E)	
	賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人が現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B)		事業の種類		事業の実施状況及び事業計画 (売上高：千円)		年間農業従事者数	
農地	賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A)	農地	事業の種類		事業の実施状況及び事業計画 (売上高：千円)		年間農業従事者数	
			自作地	借受地	農業 (関連事業含む)	左記以外の事業	氏名	住所
採放牧地	m <sup>2</sup>	採放牧地	事業の種類		事業の実施状況及び事業計画 (売上高：千円)		年間農業従事者数	
その他			自作地	借受地	農業 (関連事業含む)	左記以外の事業	氏名	住所
氏名又は名称	議決権又は株式の数	法人への農地等の権利設定・移転		法人と構成員との取引関係等の内容		年間農業従事者数		
		権利の種類	面積 m <sup>2</sup>	前年実績	見込み	前年実績	見込み	
雇用労働力 (年間延日数)		人日		臨時雇用労働力 (年間延日数)		人		
Aの土地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響								

- (記載注意) (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A) 欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用貸借権の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (3) (C) 欄の「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えるものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。農畜産物の粗収益も50%を超える場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (4) (C) 欄の「関連事業等の内容」には、法人の農業に関連する事業①農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工、②農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、③農業生産に必要な資材の製造、④農作業の受託、農業と併せ行う林業、農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を記載する。
- (5) (C) 欄の「権利取得後」欄には、権利を取得しようとする農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度以後の状況を記載する。
- (6) (C) 欄の「農業」欄には、法人の農業(関連事業等を含む。以下「農業」という。)の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記以外の事業」欄に記載する。また「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の農用地利用配分計画の公告前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合には空欄)、「初年度」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載する。
- (7) (D) 欄の「議決権又は株式の数」欄には、株式会社にあつては株式(議決権のあるものに限る。)の数を記載する。
- (8) (D) 欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している構成員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。
- なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (9) (D) 欄の「法人と構成員との取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に農作業を委託している農家」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載する。
- (10) (E) 欄の「住所」欄には、農事組合法人にあつては理事、合名会社、合資会社又は合同会社にあつては業務執行権を有する社員、株式会社にあつては取締役(以下「業務執行役員」という。)が生活の本拠としている場所を記載する。
- (11) (E) 欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。
- なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (12) (E) 欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において業務執行役員が行った農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事した年間日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度において業務執行役員が行うこととなる農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事する年間日数の見込みを記載する。
- (13) ① 市町村が農業委員会に意見を聴いた上で配分計画の案を作成した場合であつて、農業委員会が、権利の設定を受ける者が農地所有資格法人であることを把握しているときは、省令第12条第2項第1号ロ、第3号及び第4号に掲げる事項の記載を省略できる。
- ② 機構が、現に機構から賃借権または使用貸借を受けている者に対して、当該権利が設定された農用地等について再度賃借権等の設定を行おうとする場合(その者が賃借権の設定等を受ける農用地等がその農用地等である場合に限る。)は、省令第12条第2項第1号(ロを除く。)の記載を省略できる。

③ 上記①及び②のいずれも満たす場合は、添付を省略できる。

なお、上記①～③のいずれの場合も、その旨を第1 貸借権又は使用貸借による権利の設定関係 1 各筆明細の備考欄に記載すること。

【添付書類】

(農地所有適格法人以外の法人)

( 参考様式 33 )

整理番号	法人の名称	賃借権の設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況 (D)				賃借権の設定等を受ける法人の主な飼育状況 (F)		賃借権の設定等を受ける法人の主な農機具の所有の状況 (G)	
		氏名	役職名	住所	年間農業従事日数 前年実績	見込み	種類	数量	種類
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A) m <sup>2</sup>	賃借権の設定等を受ける法人が現に耕作又は養畜農事業に供している農用地の面積 (B) m <sup>2</sup>	賃借権の設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況 (D)				賃借権の設定等を受ける法人の主な飼育状況 (F)		賃借権の設定等を受ける法人の主な農機具の所有の状況 (G)	
農地	自作地 借受地	賃借権の設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況 (D)				賃借権の設定等を受ける法人の主な飼育状況 (F)		賃借権の設定等を受ける法人の主な農機具の所有の状況 (G)	
採草放牧地	自作地 借受地	賃借権の設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況 (D)				賃借権の設定等を受ける法人の主な飼育状況 (F)		賃借権の設定等を受ける法人の主な農機具の所有の状況 (G)	
その他	自作地 借受地	賃借権の設定等を受ける法人の業務執行役員等の状況 (D)				賃借権の設定等を受ける法人の主な飼育状況 (F)		賃借権の設定等を受ける法人の主な農機具の所有の状況 (G)	
雇用労働力 (年間延日数)	人日	臨時雇用労働力 (年間延人数)							
Aの土地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響		地域農業における他の農業者との分担計画							

(記載注意) (1) (A)欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用貸借権の設定が2つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記入する。  
(2) (C)欄の「賃借権等の設定を受ける法人の主たる生産作物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。  
(3) (D)欄の「住所」欄には、取締役、理事、執行役、支店長等の役職に就いている者で、実質的に業務執行の権限を有し、地域との調整役として対応できる者が生活の本拠としている場所を記載する。  
(4) (D)欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、農用地利用配分計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。  
なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。

(5) 機構が、現に機構から賃借権または使用貸借による権利設定を受けている者に対して、当該権利が設定された農用地等について再度賃借権等の設定を行おうとする場合（その者が賃借権の設定等を受ける農用地等がその農用地等である場合に限る。）は、添付を省略できる。なお、その旨を第1 賃借権又は使用貸借による権利の設定関係 1 各筆明細の備考欄に記載すること。

## 農用地等借受希望申込書

申込年月日                      年    月    日

申込者氏名

### 3. 借受を希望する区域及びその内容 (別紙)

整理番号	希望する区域		希望地区	公募区域内外の別	種別	面積 (a)	借受農用地等の条件	借受希望期間及び賃料 ※1	作付け予定作物
	市町	区域							
		各市町で定める募集区域を記入してください。	※左記のうちで、さらに詳細な希望地域があれば記載してください。	東方の現在の農業経営区域と今回の希望区域との確認です。該当する項目に○をつけてください。	該当する項目に○をつけてください。	※区域毎に希望面積があれば記入してください。	該当する項目に○をつけてください。	賃料について、金額を希望する場合は金額を(使用賃借の場合は○と記入)、物納を希望する場合は数量を記入してください。	
1		1. 全域又は全ての区域 2. 区域指定		1. 希望区域内農業者 2. 希望区域外農業者 3. 新規農業参入者	1. 田 2. 畑 3. 樹園地 4. その他	a	1. 整備済を希望 2. 条件は特にこだわらない	年 /10a	
2		1. 全域又は全ての区域 2. 区域指定		1. 希望区域内農業者 2. 希望区域外農業者 3. 新規農業参入者	1. 田 2. 畑 3. 樹園地 4. その他	a	1. 整備済を希望 2. 条件は特にこだわらない	年 /10a	
3		1. 全域又は全ての区域 2. 区域指定		1. 希望区域内農業者 2. 希望区域外農業者 3. 新規農業参入者	1. 田 2. 畑 3. 樹園地 4. その他	a	1. 整備済を希望 2. 条件は特にこだわらない	年 /10a	
4		1. 全域又は全ての区域 2. 区域指定		1. 希望区域内農業者 2. 希望区域外農業者 3. 新規農業参入者	1. 田 2. 畑 3. 樹園地 4. その他	a	1. 整備済を希望 2. 条件は特にこだわらない	年 /10a	
5		1. 全域又は全ての区域 2. 区域指定		1. 希望区域内農業者 2. 希望区域外農業者 3. 新規農業参入者	1. 田 2. 畑 3. 樹園地 4. その他	a	1. 整備済を希望 2. 条件は特にこだわらない	年 /10a	
6		1. 全域又は全ての区域 2. 区域指定		1. 希望区域内農業者 2. 希望区域外農業者 3. 新規農業参入者	1. 田 2. 畑 3. 樹園地 4. その他	a	1. 整備済を希望 2. 条件は特にこだわらない	年 /10a	
7		1. 全域又は全ての区域 2. 区域指定		1. 希望区域内農業者 2. 希望区域外農業者 3. 新規農業参入者	1. 田 2. 畑 3. 樹園地 4. その他	a	1. 整備済を希望 2. 条件は特にこだわらない	年 /10a	
8		1. 全域又は全ての区域 2. 区域指定		1. 希望区域内農業者 2. 希望区域外農業者 3. 新規農業参入者	1. 田 2. 畑 3. 樹園地 4. その他	a	1. 整備済を希望 2. 条件は特にこだわらない	年 /10a	